

# 3 就労環境

## 年次有給休暇の平均取得率が56.6% で過去最高に——厚労省調査

厚生労働省は11月9日、2021年の「就労条件総合調査」結果を公表した。それによると、企業で働く人の2020年（または2019会計年度）1年間の年次有給休暇の平均取得率は56.6%で、前年（56.3%）より0.3%上昇し、比較可能な1984年以降で過去最高を更新した。一方、政府が掲げた「2020年までに年次有給休暇の取得率が70%以上にする」目標は未達となった。

調査は、民間企業における就労条件（労働時間制度、賃金制度等）の現状を明らかにするため、毎年1月に実施。常用労働者30人以上の民営企業6,411社を対象に実施し、4,013社（有効回答率62.6%）から得た有効回答を集計した。労働費用についても5年に1度実施しており、本年はその対象年にあたる（前回2016年）。

### 年休の平均取得日数は10.1日

2020年（または2019会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く）は労働者1人平均17.9日（前年18.0日）で、そのうち労働者が取得した平均日数は前年と同じ10.1日だった。取得率は56.6%で、昨年の56.3%より僅かに上昇し、過去最高となっている。

取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が60.8%（前年63.1%）、「300～999人」が56.3%（同53.1%）、「100～299人」が55.2%（同52.3%）、「30～99人」が51.2%（同51.1%）。前年に比べて、「1,000人以上」規模の企業では低下している。産業別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が73.3%と最も高く、「宿泊業・飲食

サービス」が45.0%と最も低くなっている。

### 半数近い企業で計画的付与制度が

一方、労使協定によってあらかじめ休暇取得日を割り振る「年次有給休暇の計画的付与制度」がある企業割合は、46.2%で、前年（43.2%）より3%上昇した。

これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が51.9%、「300～999人」が46.7%、「100～299人」が47.9%、「30～99人」が45.5%となった。

計画的付与日数階級別では、「5～6日」が最も高く、69.1%（前年66.6%）となっている。2019年4月施行の改正労基法により、年10日以上有給休暇が付与される労働者に5日取得させることが義務化されたことで、計画的付与制度の導入割合が上昇し、特に付与日数「5～6日」の割合が高くなったようだ。

### 完全週休2日制を採用する企業が増加

週休制の主な形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は83.5%（前年82.5%）と8割を占め、次いで、「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」が8.5%、「週休1日制又は週休1日半制」が8.0%となっている。

「何らかの週休2日制」のうち「完全週休2日制」を採用している企業割合は48.4%（前年44.9%）、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」は35.0%（同37.5%）となった。「完全週休2日制」を採用してい

る企業割合は、前年に比べて、3.5%上昇している。

「完全週休2日制」を採用している企業を規模別にみると、「1,000人以上」が66.7%、「300～999人」が60.0%、「100～299人」が53.7%、「30～99人」が45.0%となり、規模が大きいほど、「完全週休2日制」の割合が高くなっている。

### インターバル制度の導入割合は4.6%

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が4.6%（前年4.2%）、「導入を予定又は検討している」が13.8%（同15.9%）、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%（同78.3%）となっている。

「導入している」企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が14.5%、「300～999人」が7.7%、「100～299人」が5.1%、「30～99人」が3.9%となり、規模が大きくなるほど、導入している割合が高くなっている。

一方、「導入予定はなく、検討もしていない」企業について、その理由（複数回答）をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.4%（前年56.7%）と最も多く、次いで「当該制度を知らなかったため」が19.2%（同13.7%）となっている。「当該制度を知らなかったため」を企業規模別にみると、規模が小さくなるほどその割合は高くなる傾向にあり、特に「100～299人」（13.3%）や「30～99人」（22.3%）などの中小規模の企業で高い。中小企業において同制度の認知

度が低いようだ。

なお、全企業に対する「当該制度を知らなかったため」と回答した企業割合は15.4%となり、前年の10.7%より高くなっている。

### 約3分の1の企業で月60時間超の時間外割増賃金率を設定

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は84.7%と、前年(81.6%)より高くなった。このうち割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.5%(前年93.3%)、「26%以上」とする企業割合は5.5%(同4.5%)となっている。時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が20.0%、「300~999人」が13.7%、「100~299人」が8.6%、「30~99人」が3.1%となっている。

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1カ月60時間を超える時間外労働についての割増賃金率を定めている企業割合は32.5%(前年31.1%)となった。このうち割増賃金率が「25~49%」とする企業は42.5%(同37.2%)、「50%以上」とする企業は56.7%(同60.1%)となっている。

割増賃金に関しては、中小企業は、2023年3月30日まで「50%以上」の適用が猶予されている。そこで、中小企業該当区分別にみると、1カ月60時間を超える時間外労働についての割増賃金率を定めている企業割合は、「中小企業」が28.3%、「中小企業以外」が53.4%となっている。

### 労働費用総額は40.8万円に

使用者が労働者を雇用することによって生ずる、企業が負担する費用の総額である「労働費用総額」について

は、2020年(2019会計年度)で、常用労働者1人1カ月平均40万8,140円となり、5年前に行われた前回調査(2016年)の41万6,824円よりやや減少した。

「労働費用総額」に占める「現金給与額」は33万4,845円(前回33万7,192円)、「現金給与以外の労働費用」は7万3,296円(同7万9,632円)となっている。「労働費用総額」に占める構成割合では、「現金給与額」が82.0%と8割を占め、「現金給与以外の労働費用」は18.0%だった。

「現金給与以外の労働費用」(7万3,296円)の内訳は、「法定福利費」が5万283円(前回4万7,693円)、「退職給付等の費用」が1万5,955円(同1万8,834円)、「法定外福利費」が4,882円(同6,528円)など。前回に比べ、「法定福利費」は増加したが、「退職給付等の費用」「法定外福利費」などは減少している。

「現金給与以外の労働費用」の構成割合をみると、「法定福利費」が全体の68.6%を占め、「退職給付等の費用」が21.8%、「法定外福利費」が6.7%などとなっている。

「法定福利費」(5万283円)の内訳をみると、「厚生年金保険料」が2万

7,905円(前回2万5,914円)、「健康保険料・介護保険料」が1万7,496円(同1万6,881円)、「労働保険料」が3,695円(同4,244円)などとなっている。前回に比べ、「厚生年金保険料」「健康保険料・介護保険料」などが増加している。

「法定福利費」の構成割合では、「厚生年金保険料」が55.5%を占めており、次いで、「健康保険料・介護保険料」が34.8%、「労働保険料」が7.3%などとなっている。

一方、「法定外福利費」(4,882円)の内訳をみると、「住居に関する費用」が2,509円(構成割合51.4%)、「医療保健に関する費用」が729円(同14.9%)、「食事に関する費用」が493円(同10.1%)などとなっている。

「法定外福利費」を企業規模別にみると、「30~99人」規模を除き、前回に比べ減少しており、特に「1,000人以上」規模の大企業では、前回(9,237円)に比べ、今回5,639円で大きく減少した。このうち、「住居に関する費用」では、「1,000人以上」は、前回5,095円から3,974円に減少している(表)。

(調査部)

表 常用労働者1人1カ月平均法定外福利費(単位=実額(円))

企業規模・年		計	住居に関する費用	医療保健に関する費用	食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 <sup>1)</sup>
2021年調査	計	4,882	2,509	729	493	163	373	88	184	48	296
	1,000人以上	5,639	3,974	768	174	141	111	35	168	64	204
	300~999人	4,567	2,506	710	427	161	157	67	198	34	309
	100~299人	4,546	1,832	756	690	176	367	123	204	45	353
	30~99人	4,414	960	660	849	183	1,027	159	172	41	362
2016年調査	計	6,528	3,090	877	616	383	552	128	222	161	500
	1,000人以上	9,237	5,095	1,197	614	440	386	130	249	264	861
	300~999人	5,858	3,003	694	659	412	346	95	212	61	378
	100~299人	4,963	1,975	654	730	305	463	136	237	160	304
	30~99人	3,883	731	691	475	328	1,102	146	172	73	164

注:1)「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

資料出所:就労条件総合調査の令和3年(2021年)及び、平成28年(2016年)の各年の結果から作成した。